

令和6年杉並区教育委員会規則（令和6年1月24日公布）

| 規則番号 | 題名 |
|------|----------------------|
| 1 | 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年1月24日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

杉並区教育委員会規則第1号

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則

杉並区教職員住宅規則（昭和45年杉並区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「教育長」を「委員会」に、「必要」を「必要がある」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認める者は住宅を使用することができる。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により委員会が特に必要があると認めた者（以下「特例入居者」という。）の住宅の使用期間は6月とする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、6月を限度として使用期間を延長することができる。

第14条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特例入居者については使用料を免除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。